

マネジメントレポート

2004年12月

今回のテーマ： 株券不発行制度の導入

株券等の不発行制度は、株券等の存在に伴う株式等の発行・流通・管理のコストとリスクの削減を図るとともに株式等の取引の決済の合理化・迅速化を実現するために導入されました。

非公開会社の株券等の不発行制度は、平成16年10月1日に施行されています。

1. 準株券廃止会社

商法改正により、株式譲渡制限会社では、株主が株券の発行を請求しない限り、株券の発行は不要となりました。その結果、つぎの会社は株券の不発行が容認されるカタチになりました。

準株券廃止会社のケース	譲渡方法
(1) すべての株主が株券の発行を請求していない譲渡制限会社	従来どおり、株券の発行請求をして、株券の発行を受けた上で、その株券を相手方に交付して譲渡
(2) すべての株主が株券不所持の申出をしたため株券を発行していない会社	
(3) 一部株主が(1)と残りの株主が(2)とを組み合わせた譲渡制限会社	

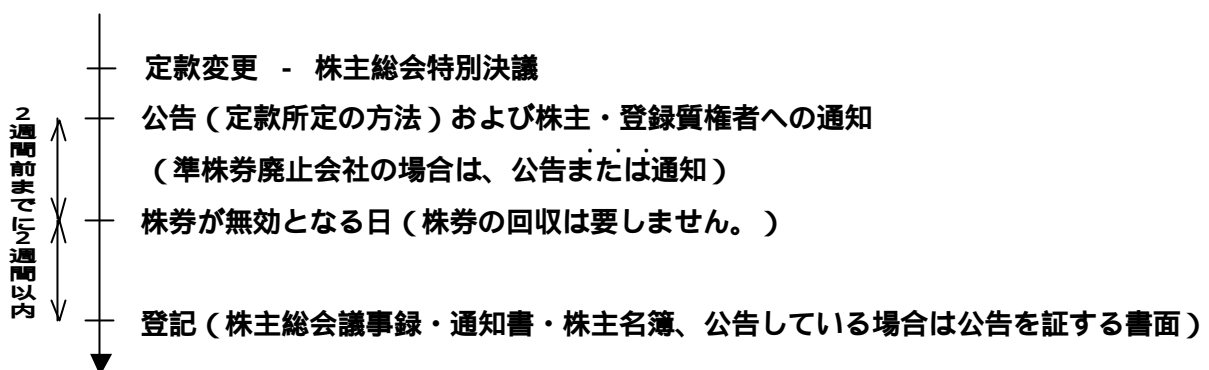
2. 株券廃止会社

今回、新たに定款自治により株券の発行義務を負わない株券廃止会社の制度が導入されました。

株券廃止会社	譲渡方法
定款において「株券を発行しない旨」を定めている会社	株主名簿上の名義株主と株式取得者による共同請求による株主名簿の名義書換が原則

* 株券廃止会社の場合は、株主から請求があっても株券を発行することはできません。

株券廃止会社への移行手続きは、つぎのとおりです。



お見逃しなく！

- 株券廃止会社は、株主名簿の名義書換が第三者対抗要件となるため株主名簿を厳格に管理し、株主からの請求があれば株主名簿記載事項証明書を交付しなければなりません。
- 公開会社は、平成16年6月9日から5年以内の政令指定日にいっせいに株券廃止会社に移行し、発行済の株券は無効となり、以後株券は発行されなくなります。
- 公開会社の名義書換失念株主は、株券廃止会社に移行と同時に振替制度に移行し名義人の特別口座が開設されることになるため、今のうちに保管振替制度を利用しておくなど注意が必要です。